

調布市民合唱団規約

第一条（名 称）本団は調布市民合唱団と称す。

第二条（所在地）本団の所在地は、本団団長宅とする。

第三条（目 的）混声合唱の練習・演奏を目的とする。また合唱を通じ、団員及び市民の交流・親睦をはかり、市民文化の発展に寄与する。

第四条（団 員）

- 1 前条の目的に賛同し、所定の入会金及び会費を納入する者をもって団員とする。団員は団の企画する催しものに参加・協力する。
- 2 本団の目的に賛同する者は賛助会員になることができる。
- 3 団員は休団しようとする時には、あらかじめ規定の書面で運営委員会に届け出るものとする。

第五条（会員及び経費）団の運営費は、入会金・会費及び寄付金をもってあてる。入会金は1,000円、会費は月3,000円とする。但し、休団の場合は月500円とする。
賛助会員は、年5,000円とする。

第六条（総 会）総会は、本団における最高決議機関である。

- (1) 定期総会 毎年1回団長が召集し、その年度の活動方針・役員・予算などを決定する。
- (2) 臨時総会 (イ) 団長が特に必要と認めた時
(ロ) 団員(休団者を除く)の1/3以上の要求があった時

総会は全団員(休団者を除く)の2/3以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、過半数をもって議決する。但し、本規約の改正は第十一条（規約改正）によるものとする。

第七条（役 員）本団に次の役員を置く。役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

団 長	1名	企 画	4名
副 団 長	2名	広 報	2名
会 計	2名	会計監査	1名
書 記	2名	パート委員	S2名 A2名 T1名 B1名

任務の遂行においては役員の兼務を認める。また、役員以外に係を設けて任務の分担をしても良い。

役員の任務は次のものとする。

- 団 長 団を代表し、団全体を総括する。
運営委員会を招集し、会を掌握する。
- 副 団 長 団長を補佐する。
- 会 計 団の会計をあずかり、正確に管理する。

書 記 団の活動を記録する。運営委員会の決定事項を団員に報告する。
企 画 日常練習及び演奏会の企画を行う。
会計監査 会計の監査を行う。
パート委員 各パートを把握し、それを団の運営活動に反映させる。
広 報 団内・外への広報活動を行う。ホームページの維持管理
会 場 練習、演奏会、会場の確保につとめる。
団 員 入団者窓口のほか、団員の動向を把握する。
渉 外 団の活動を円滑に行うために、主に対外的な折衝、連絡などを行う。
楽 譜 団員の楽譜を調達し、保管する。
衣 装 演奏用衣装を調整する。

第八条（顧 問）本団に顧問を置くことができる。

第九条（運営委員会）本団の運営機関として運営委員会を置く。運営委員会は、会計監査を除く役員をもって構成し、第三条の（目的）に沿って運営にあたる。

運営委員会は定数の過半数をもって成立する。

運営委員会には指揮者及び第七条の係が必要に応じて出席するものとする。

第十条（会 計）本団における会計年度は、1月から12月までとし、年度毎の決算報告は会計監査を経て、総会で承認を受けなければならない。

第十一条（規約改正）本規約の改正は、総会において出席者の2/3以上の賛成を得て改正される。

補 則 本規約に定めのない事項については、運営委員会において適宜処置する。

付 則 （略）